様式第4号(第7条関係)

　　第　　　　　号

年　　月　　日

様

丸亀市長　　　　　　　　　　印

丸亀市民間建築物耐震診断事業補助金交付決定通知書

年　　月　　日付けで交付申請のあった　　　　年度の耐震診断事業の補助金については丸亀市民間建築物耐震診断事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により、次のとおり決定したので通知します。

1　補助金交付決定額　　　　　　　　　　　　　　円

2　交付決定の内容

・　建築物の名称

・　建築物の所在地

　　　　住居表示

　　　　地番表示

3　補助事業の完了期日　　　　　　年　　月　　日

4　交付条件

・申請者は、補助事業の内容を変更するときは、速やかに補助金交付変更申請書を提出し、市長の承認を受けなければならない。

・申請者は、補助事業を中止し、または廃止しようとするときは、速やかに事業中止(廃止)承認申請書を提出し、市長の承認を受けなければならない。

・申請者は、補助事業が補助金交付決定通知に付された期日までに完了しないと予想される場合には、速やかに完了期日変更報告書により市長に報告し、その指示を受けなければならない。

・申請者は、市の補助金について経理を明らかにする帳簿を作成し、補助事業の完了後5年間保存しなければならない。